

**令和2年度 化粧品等研究開発推進事業助成金**  
**(新規企業向け)**  
**募集要項**

**(公財) 静岡県産業振興財団 フース・ヘルスケアオープンイノベーションセンター**

**令和2年4月**

公益財団法人静岡県産業振興財団フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターでは、静岡県内中小企業者等による化粧品等の製品化を支援するため、研究開発や試作品開発・実証試験等を行う中小企業者等に対し助成する「化粧品等研究開発推進事業」を実施します。

令和2年度の実施については、「化粧品等研究開発推進事業助成金交付要綱」に定める事項に加え、この要項で定めるとおりとします。

## 1 助成の対象者（全て満たす者） ※詳細は交付要綱で確認してください

- ・ 中小企業者（中小企業基本法第二条第一項で定めるもの）等及び農林漁業者であつて、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者
- ・ 静岡県税を滞納していない者
- ・ 応募者又はその役職員が、暴力団等の反社会的勢力であつたり、また、反社会的勢力との関係を有していないこと

## 2 対象事業

農林水産品・県内天然素材を活用した化粧品素材もしくは製品又はこれらを製造する加工機械の開発

## 3 助成期間

2年以内

- ・ 2年計画の場合、2年目の計画部分は、再度（継続）申請を行い、進捗状況等を踏まえた審査を行う
- ・ 2年の事業実施期間の考え方

| 年   | 事業実施期間   |
|-----|--|
| 1年目 | 交付決定日（令和2年6月中旬頃）～令和3年1月20日   |
| 2年目 | 継続申請の交付決定日（令和3年4月頃）～令和4年1月20日<br>※2年目の事業期間は現段階の予定であり、今後変わる可能性があります |

## 4 助成率

助成対象経費の2分の1以内

## 5 助成限度額

2年合計で750万円を上限とする。ただし単年度の助成限度額を500万円とする。  
2年目の交付申請上限額は、初年度交付申請時の計画額を超えないものとする。

## 6 助成金総額予算

300万円

## 7 助成対象期間

交付決定日（令和2年6月中旬頃）～令和3年1月20日

## 8 助成対象経費

- ・当該事業に直接必要な最少経費で、別表に掲げるもの。
- ・交付決定日（令和2年6月中旬頃）～令和3年1月20日（手形の場合は決済完了）までに支出する経費

## 9 応募方法等

### (1) 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)/事業計画書(様式第2号)・・・12部（正本1部、副本11部）
- ② 資本等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ③ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書・・・1部
- ④ 直近3ヵ年の決算資料(貸借対照表、損益計算書等)・・・12部
- ⑤ 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類・・・・・・・・12部
- ⑥ 直近期の県税納税証明書(法人県民税、法人事業税)・・・・・・・・1部

※①，②，③：当財団のホームページから各様式をダウンロードし作成してください。

※⑥：最寄りの各財務事務所にて取得してください。又、個人事業主の場合は、個人事業税について、取得してください。

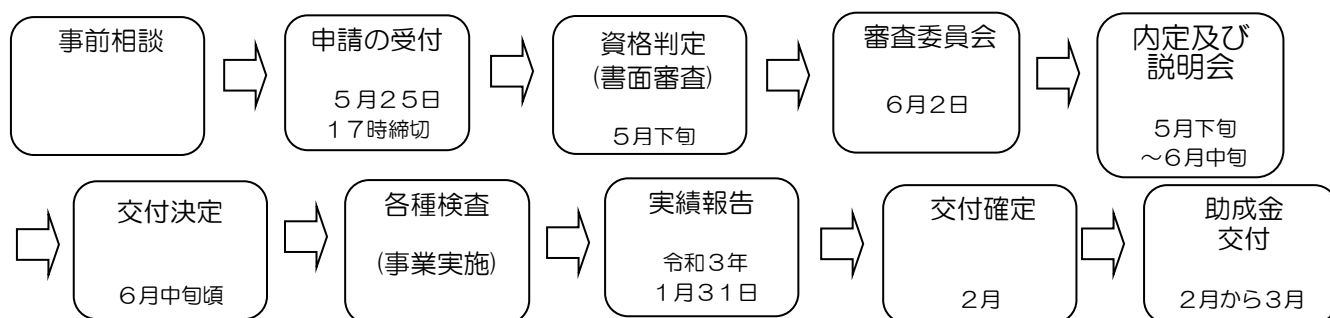
### (2) 受付期間・・・令和2年5月25日(月) 17:00 必着

※ 受付期間までに必ず事前相談を受けてください。

## 10 審査

資格判定(書面審査)及び審査委員会により審査を行います。審査委員会では、申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます。

## 11 スケジュール（予定）



## 1.2 その他注意事項

- (1) 助成事業の決定等に当たり、助成事業者名、住所、事業の名称を公表します。また、助成事業に係る内容の発表をしていただく場合があります。
- (2) 助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けることはできません。
- (3) 応募の際には、必ず事前にご相談ください。申請は1者1申請とします。  
なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (4) 採否の理由等についてはお答えできません。
- (5) 助成事業終了後5年間、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を報告していただきます。

## 1.3 事前相談

- (1) 事前相談の期限は設けませんが、必ず受けてください。
- (2) 事業の趣旨や助成対象経費について理解をいただく為に変重要です。
- (3) 仮作成した申請書等をもって、あらかじめ担当事務局にEメールもしくは直接ご持参いただきますと、より具体的なお案内が可能です。
- (4) 申請者からの相談に限ります。
- (5) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- (6) 事前相談なしに申請された場合、申請額を減額することがありますので、予めご了承ください。（対象外経費の計上等）

## 1.4 応募・問い合わせ先

公益財団法人 静岡県産業振興財団  
フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター プロジェクト推進部  
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 2階  
TEL: 054-254-4513 FAX: 054-253-0019  
<http://www.fsc-shizuoka.com>  
E-mail: newfoods@ric-shizuoka.or.jp

## 別表（助成対象経費）

以下に掲げる経費のうち、事業に直接要する経費。  
人件費、消費税及び地方消費税、振込手数料は対象外です。

| 助成対象経費     | 左記の内訳   |
|------------|---|
| 原材料費       | 直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費  |
| 機械装置借用等経費  | <p>ア 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費<br/> ただし、借用できない装置については、これらの購入に要する経費を認めることがある。なお、購入の場合、汎用性が高いと判断されるものは対象から除く。</p> <p>イ 機械装置又は工具器具を試作し、改良し、据付し、修繕させた場合に要する経費</p>                        |
| 外注加工費      | 原材料等の再加工、製図又は調査・分析等の外注に要する経費  |
| 技術コンサルタント料 | 専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該事業に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費   |
| 委託費        | 開発、設計等の委託に要する経費   |
| その他        | <p>ア 図書、参考文献、資料、データ等購入費</p> <p>イ 郵便代及び運送代</p> <p>ウ 当該事業遂行に必要な活動に支払われる旅費</p> <p>エ 事業への用途が特定できる消耗品費</p> <p>オ 開発品テストマーケティングのための出展経費（国内開催のみ）のうち、出展小間代、備品レンタル代、ブース装飾代、パンフレット等の製作費、翻訳費用</p> |